

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の経過	4
第2章 福生市の現状について	7
1 福生市の子どもと若者を取り巻く環境	7
2 アンケート調査結果から見える現状	7
3 高校生ワークショップ結果から見える現状	7
4 子育て支援者ヒアリング結果から見える現状	52
5 福生市こども計画に向けた課題	54
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 基本的な視点	60
3 基本目標	62
4 施策の体系	64
5 成果指標	65

「5 乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)」
を追加

第4章 「こども施策」の展開	67
基本目標1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	67
基本目標2 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援	71
基本目標3 学童期から青年期までの継続した育ちの支援	75
基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援	78
基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進	83
基本目標6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進	87
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策 ...	91
1 教育・保育提供区域の設定	91
2 人口の見込み	92
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	92
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	96
5 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	101
6 地域子ども・子育て支援事業	102
第6章 計画の推進	119
1 施策の実施状況の点検及び評価	119
2 関係機関等との連携	119
資料編	121

(2) 「量の見込み」を算出する項目

「子ども・子育て支援法」では、次に掲げる事業について、「量の見込み」を算出し、「確保方策」を定めることとしています。

【 教育・保育 】

対象事業	(認定区分)	事業の対象家庭	調査対象年齢
1 教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定 専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3~5歳
2 保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
2 保育認定	認定こども園 保育園	2号認定	0~2歳
3 保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育 [※]	3号認定 ひとり親家庭 共働き家庭	

【 乳児等通園支援 】

対象事業	事業の対象家庭	対象児童
1 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※令和8年度~	全ての家庭	0~2歳

【 地域子ども・子育て支援事業 】

対象事業	事業の対象家庭	対象児童
1 利用者支援事業		
基本型・特定型	全ての家庭	
こども家庭センター型	全ての家庭	
妊婦等包括相談支援事業型	全ての家庭	0~2歳
2 延長保育事業 (時間外保育事業)	ひとり親家庭 共働き家庭	0~5歳
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業	全ての家庭	
4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全ての家庭	
5 学童クラブ事業 (放課後児童健全育成事業 [※])	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1~6年生
6 子育て短期支援事業	全ての家庭	0~5歳
7 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児が いる全ての家庭	
8 養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	
9 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業	要保護児童等に対する支援 を必要とする家庭	
10 子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点事業 [※])	全ての家庭	0~5歳
11 一時預かり事業 (幼稚園)	全ての家庭	3~5歳
12 一時預かり事業 (保育所、ファミリー・サポート・センタ ー)	全ての家庭	0~5歳
13 病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0~5歳
14 ファミリー・サポート・センター事業 [※] (子育て援助活動支援事業)	全ての家庭	0~5歳 1~6年生
15 妊婦健康診査事業	全ての妊婦	
16 産後ケア事業	産後ケアを必要とする者	0歳
17 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) ※令和7年度の事業	全ての家庭	0~2歳

※巻末の用語解説参照

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には、合計12の認可保育所があります。

認定こども園、保育所の両方の機能を備え、就学前の教育・保育、子育てサービスを行う認定こども園が2園、少人数できめ細かな保育を行う小規模保育施設

【乳児等通園支援】を追加
※支援給付としての乳児等通園
支援事業 (令和8年度~)

(2) 福生市の教育・保育の現状

(単位：人)

		令和6年度4月1日現在				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
特定教育・保育施設 [※]	幼稚園、 保育所、 認定こども園	327	770	449	128	
特定地域型 保育事業	小規模保育 [※] 、 家庭的保育 [※] 、 居宅訪問型保育 [※] 、 事業所内保育 [※] 等	-	-	13	6	
確保量合計		327	770	462	134	

①対象事業名について用語を
整理
(変更前：こども誰でも通園
制度 (乳児等通園支援事
業))

②「※令和7年度の事業」を
追加

※巻末の用語解説参照

5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【概要】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(A)	4	4	4	4
	確保方策(B)	4	4	4	4
	差引(B)-(A)	0	0	0	0
1歳児	量の見込み(A)	4	4	4	4
	確保方策(B)	4	4	4	4
	差引(B)-(A)	0	0	0	0
2歳児	量の見込み(A)	3	3	3	3
	確保方策(B)	3	3	3	3
	差引(B)-(A)	0	0	0	0

【今後の方向性】

令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入時間数や必要定員数等の検討を進め、受入体制の整備に努めていきます。

また、乳児等通園支援事業は満3歳以上の子どもを対象としていないことから、幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働き掛ける等、教育・保育施設と乳児等通園支援事業を実施する施設の円滑な連携・接続に努め、子どもの健やかな発達を保障し、切れ目のない支援を推進します。

6 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう支援するため、子ども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とした事業です。

ア 基本型・特定型

子ども及びその保護者等が、保育施設等を円滑に利用できるよう、地域子育て支援拠点等の身近な場所や市の窓口において、子育て支援に関する相談や情報提供、助言等必要な支援を実施します。

- (ア) 相談支援として、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を実施します。
- (イ) 子育て世帯に対する情報発信として、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- (ウ) 子育て世代とつながる工夫として、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

イ こども家庭センター型

母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や、全てのこどもとその家庭に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

- (ア) 主に児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員と、主に母子保健を担当する保健師等が、それぞれの専門性に応じて相談支援等を行います。
- (イ) 子ども家庭支援員と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施します。
- (ウ) 妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成します。

「5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の項目を追加

支援給付としての乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策を規定（令和8年度～）

教育・保育と乳児等通園支援を一体的に提供する体制に関する事項を規定

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。

令和7年度は地域子ども・子育て支援事業、令和8年度からは新たな給付制度として位置付けられます（101ページ参照）。

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（A）	0	-	-	-	-
	確保方策（B）	0	-	-	-	-
	差引（B）-（A）	0	-	-	-	-
1歳児	量の見込み（A）	0	-	-	-	-
	確保方策（B）	0	-	-	-	-
	差引（B）-（A）	0	-	-	-	-
2歳児	量の見込み（A）	0	-	-	-	-
	確保方策（B）	0	-	-	-	-
	差引（B）-（A）	0	-	-	-	-

※令和8年度から令和11年度までは、101ページ「5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」参照

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入時間数や必要定員数等の検討を進め、受入体制の整備に努めていきます。

①事業名について用語の整理

（変更前：こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業））

②【概要】について用語の整理及び制度の位置付けに関する既定の追加

（変更前：親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所等に預けられるようにする新たな通園給付制度です。）

①令和8年度以降の数値を削除

変更前：

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（A）	0	4	4	4	4
	確保方策（B）	0	4	4	4	4
	差引（B）-（A）	0	0	0	0	0
1歳児	量の見込み（A）	0	4	4	4	4
	確保方策（B）	0	4	4	4	4
	差引（B）-（A）	0	0	0	0	0
2歳児	量の見込み（A）	0	3	3	3	3
	確保方策（B）	0	3	3	3	3
	差引（B）-（A）	0	0	0	0	0

②令和8年度以降の数値は101ページを参照する旨を追加